

報告第 15 号

専決処分の報告について（丸亀市立学校評議員の解嘱）

丸亀市教育長に対する事務委任等規則第 2 条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同規則第 3 条第 2 号の規定により、これを報告する。

令和 8 年 5 月 22 日提出

丸亀市教育委員会

教育長 末 澤 康 彦

専 決 処 分 書

丸亀市立学校評議員の解嘱について、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第2条の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年4月24日

丸亀市教育委員会

教育長 末 澤 康 彦

1 被解嘱者

区 分	氏 名	備 考
城坤幼稚園	遠山 光信	—

2 解嘱理由

本人から辞退届が提出されたため

学校評議員名簿

区 分	氏 名	備 考	
城坤幼稚園	大西 明子	元幼稚園長	再
城坤幼稚園	金丸 眞明	元丸亀市教育委員会 教育長	再
城坤幼稚園	和田 宏幸	元城坤小学校長	再
城辰幼稚園	田所 育雄	元城北小学校長	再
城辰幼稚園	守家 学	元城辰幼稚園PTA会長	再
城辰幼稚園	田邊 眞代三	元城辰幼稚園PTA役員	再
城辰幼稚園	大西 英尚	元城辰幼稚園PTA会長	再
城辰幼稚園	小山 貴彬	城辰幼稚園PTA会長	
本島幼稚園	大江 員代	本島地区民生委員会会長	再
本島幼稚園	木下 美保子	本島町福田自治会会長	再
本島幼稚園	信原 清	本島町長寿連合会会長	再

委嘱期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで